

余市町公告第6号

道の駅の再編・余市IC周辺地域の活性化に係る官民連携事業調査業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和元年8月9日

余市町長 齊藤啓輔

記

1. 目的

観光、交流、情報発信拠点である道の駅の再編整備に伴い、適地選定段階から官民連携での実施、また道の駅を発端に、その他公有地活用まで合わせた連鎖的な活用手法を検討することを目的として実施する「道の駅の再編・余市IC周辺地域の活性化に係る官民連携事業調査」に関し、公募型プロポーザル方式の実施により最適な受注候補者の特定を行うことを目的とする。

2. 業務の内容等

| | |
|--------|---|
| 業務名 | 道の駅の再編・余市IC周辺地域の活性化に係る官民連携事業調査業務 |
| 業務の内容 | 別紙「道の駅の再編・余市IC周辺地域の活性化に係る官民連携事業調査業務仕様書」のとおり |
| 業務委託期間 | 契約締結の日から令和2年3月9日まで |
| 委託上限額 | 7,290,000円（消費税及び地方消費税を含まない） |

3. 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。（余市町入札参加資格者名簿に登録のない者は、競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し

立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

4. 実施要領等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 令和元年8月9日（金）から令和元年9月2日（月）まで

(2) 交付場所 「15. 本プロポーザルの所管課」に同じ

(3) 交付方法 「15. 本プロポーザルの所管課」の窓口で交付する。

なお、余市町のホームページ(<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/keiyaku/proposal/2019-0808-michinoekikanminrenkeijigyo.html>)よりダウンロードが可能。

5. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限 令和元年8月19日（月）午後3時まで

(2) 提出先 「15. 本プロポーザルの所管課」に同じ

(3) 提出書類 参加表明書（第1号様式）

参加表明者概要調書（第2号様式）

法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（直近3か月以内のもの）

(4) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留とする。）

6. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

7. 受注候補者の選定方法

(1) 選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者（以下「企画提案者」という。）は、「8. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。

余市町は、受注候補者の選定にあたり、「道の駅に係る官民連携事業調査業務」受注候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）と見積額による価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員につき60点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

| | 評価項目 | 評価の着目点 |
|---|-----------|---|
| 1 | 実現可能性・妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や内容を十分に理解した提案がなされているか ・提案内容の具体性、実現可能性 |
| 2 | 地域資源活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・余市町の特色や資源を十分に活用した提案内容となっているか |
| 3 | 先進性・独創性 | <ul style="list-style-type: none"> ・従前の調査業務等と比較して、先進的な提案、または独創性のある提案内容であるか |
| 4 | 先導性・汎用性 | <ul style="list-style-type: none"> ・官民連携について、他事例への普及・波及が期待できる提案がなされているか |
| 5 | 情報収集・分析力 | <ul style="list-style-type: none"> ・本町の実情、課題等を的確に把握した上での提案がなされているか |
| 6 | 実績・経験等 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業として類似業務等の実績、経験があるか ・実施体制が十分であるか（配置予定技術者の経験、能力等） |
| 7 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書とプレゼンテーションの整合性について ・プレゼンテーションのわかりやすさ、質疑応答の適切・迅速性 ・その他、業務に対する意欲が感じられるか |

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、企画提案者につき10点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、これに価

格点を加算した合計（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計を審査員の数で除した点数が36点に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8. 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第3号様式）に添付して提出すること。

(2) 企画提案書の様式は定めない。

(3) 企画提案書に実施体制計画書（第4号様式）及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。

9. 企画提案書の提出

(1) 受付期間 令和元年8月21日（水）午前9時から
令和元年9月 2日（月）午後3時まで

(2) 提出先 「15. 本プロポーザルの所管課」に同じ

(3) 提出書類 ア. 企画提案書提出書（第3号様式）

イ. 企画提案書（任意様式）

(1)調査方針

(2)事業全体の実施体制・工程

(3)提案者の強みやノウハウ

(4)その他、独自にPR・提案したいこと

ウ. 見積書（任意様式）

エ. 実施体制等計画書（第4号様式）

(4) 提出部数 正本1部、副本8部

(5) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留又は書留とする。）

- (6) その他
- ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
 - イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
 - ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
 - エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。
 - オ. 企画提案書等は、選定に係る審査にあたり複製する場合がある。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が5者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね5者程度とする。

- (1) 実施日 令和元年9月6日(金)(時間は別途通知する。)
- (2) 場 所 余市町役場3階302号会議室
提案時間 45分以内とする。(提案者多数の場合は時間を変更する場合がある。)
- (3) 質疑応答 15分以内とする。
- (4) 参加人数 5名以内
- (5) その他
 - ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。
 - イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。

11. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより質問書(第5号様式)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年8月14日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 FAX: 0135-21-2144(余市町商工観光課宛)
電子メール: syoukou.c@town.yoichi.hokkaido.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

12. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

- | | | |
|------|----------|-----------|
| 令和元年 | 8月9日(金) | 公募開始 |
| | 8月14日(水) | 質問受付締切 |
| | 8月19日(月) | 参加表明書提出締切 |

| | |
|----------|-------------|
| 8月21日（水） | 提案書受付開始 |
| 9月 2日（月） | 提案書受付締切 |
| 9月 6日（金） | プレゼンテーション実施 |
| 9月上旬頃 | 選定結果の通知 |
| 9月中旬頃 | 契約締結（予定） |

1 3. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (4) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

1 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要且つ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者とすることができるものとする。
- (10) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。

(11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び受注候補者が協議するものとする。

15. 本プロポーザルの所管課

余市町経済部商工観光課

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町26番地（庁舎2階）

電話 0135-21-2125

FAX 0135-21-2144

電子メール syoukou.c@town.yoichi.hokkaido.jp